

平成25年2月27日

総情地第15号

一部改正 平成25年5月27日

総情地第58号

一部改正 平成26年2月7日

総情地第19号

一部改正 平成27年2月25日

総情地第17号

一部改正 平成28年10月28日

総情域第74号

## 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 この補助金は、国が都道府県、市町村（一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）、都道府県若しくは市町村の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県又は市町村に委任をして実施することを約した複数の都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第1号に規定する地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。以下同じ。）、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者（電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送法第2条第15号の地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に限る。以下同じ。）若しくは地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委任をして実施することを約した複数の地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者をいう。）（以下「地上基幹放送事業者等」という。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）に対し、地域公共ネットワーク等強じん化事業（以下「補助事業」と

いう。)に要する経費の一部補助を行うことにより、地域における情報通信基盤の強じん化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信するために、Wi-Fi ステーション（無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備をいう。以下同じ。）及び無線アクセス装置を、次のアからケまでのいずれかの箇所において整備するとともに、これらを通じて観光客や住民等に提供すべき情報を配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体が策定した整備計画に基づき、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア 世界遺産（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条に規定する世界遺産一覧表に記載された文化遺産又は自然遺産をいう。）

イ 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設をいう。）

ウ 自然公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園をいう。）内に設置される施設であって、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第1条第1項第1号の道路及び橋、同項第2号の広場及び園地、同項第4号の休憩所、展望施設及び案内所並びに同項第9号の博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

エ 都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第2号に規定する公園又は緑地、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第4号に規定する主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの及びレクリエーション都市整備要綱（昭和45年12月10日建設省決定）に基づき設置されるレクリエーション都市をいう。）

オ 文化財（文化財保護法（昭和25年法律第204号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財のうち有形文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第90条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形の民俗文化財、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然

記念物、同法第132条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区並びにそれらの文化財を有する拠点をいう。)

カ 文化財保護法第182条第2項の規定により指定された文化財であって、本号オの文化財に類するもの

キ 観光案内所（独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針（平成26年8月観光庁改定）に基づき認定する外国人観光案内所及び地方公共団体、第三セクター法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号）第2条第3号に規定する公益法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号）の規定に従い設立された一般社団法人若しくは一般財団法人が設置又は運営するものに限る。）

ク 官公署

ケ 指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定された指定緊急避難場所をいう。）及び指定避難所（同法第49条の7第1項の規定により指定された避難所をいう。）等

## （2）地域公共ネットワーク整備事業

地方公共団体又は第三セクター法人等が所有し、災害発生時に重要な拠点となる地域の主な公共機関等をつなぐ電気通信ネットワークについて、通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、切断が想定される箇所等の無線又は有線による多重化や迂回路の整備等を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

## （3）放送ネットワーク整備支援事業

### ①地上基幹放送ネットワーク整備事業

都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から、予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が行うものをいう。

### ②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回

避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

- ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化（以下「ループ化等」という。）や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。
- イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。
  - 一 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。）
  - 二 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
  - 三 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
  - 四 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
  - 五 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
  - 六 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。）
  - 七 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）

#### （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

#### （交付額）

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府

県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等に補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円をそれぞれ下限とする。

区分	額	対象
観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する額	都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する額	第三セクター法人
地域公共ネットワーク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する額	都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する額	第三セクター法人
放送ネットワーク 整備支援事業	地上基幹放送ネットワーク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する額
		都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体
	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	補助対象経費の 3分の1に相当する額
		第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等
	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する額
		市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する額	第三セクター法人

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相

当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要が

### ある場合

- イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - ウ 補助目的及び事業能率に關係なき事業計画の細部変更である場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
  - 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
  - 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

### （事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

### （状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があつた場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

### （実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### （額の確定等）

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調

査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （支払）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。）は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者（地上基幹放送事業者等又は電気通信事業者に限る。以下同じ。）に交付しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第13条第4項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。以下この条において同じ。）は、放送ネットワーク整備支援事業を行う間接補助事業者に補助するときは、第8条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき補助事業者の長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(直接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならぬ（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付せることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分による収入の納付等)

第20条 補助事業者は、第18条第3項及び前条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第13号による承認申請書又は届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずるものとする。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第21条 第18条第2項及び第19条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書の提出をもって大臣の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(収益納付)

第22条 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。次項において同じ。）は、間接補助事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 大臣は、当該事業を行う都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等に、補助事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。
- 4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村（都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等（連携主体にあっては、その連携主体を代表する地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

- 2 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業のうち、一般社団法人等が行うものに限る。）に係る申請書その他の書類については、正本1通に副本1通を添えて、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年2月27日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年5月27日から適用する。

2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成26年2月7日から適用する。
- 2 第3条（1）中「指定緊急避難場所及び指定避難所（災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。）」とあるのは、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年6月21日法律第54号）が施行されるまでの間は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年6月21日法律第54号）の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所に指定される見込みの場所」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成27年2月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成28年10月28日から適用する。
- 2 第3条（3）②イについては平成28年度第二次補正予算事業に限る。

別表

事業の区分	交付対象	内容
1. 観光・防災 Wi-Fiステーション整備事業	施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 局舎・センター施設</li> <li>(イ) 鉄塔</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 伝送路設備</li> <li>(オ) 無線アクセス装置</li> <li>(カ) 送受信装置</li> <li>(キ) 構内伝送路</li> <li>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む）</li> <li>(ケ) 監視制御・測定装置</li> <li>(コ) 情報通信端末</li> <li>(サ) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>
	用地取得費・道路費	<p>(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(2) その他事業を実施するために必要な経費</p>
2. 地域公共ネットワーク整備事業	施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 局舎・センター施設</li> <li>(イ) 鉄塔</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 伝送路設備</li> <li>(オ) 無線アクセス装置</li> <li>(カ) 送受信装置</li> <li>(キ) 構内伝送路</li> <li>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>(ケ) 監視制御・測定装置</li> <li>(コ) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>

事業の区分	交付対象	内容
	用地取得費・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
3. 放送ネットワーク整備支援事業		
地上基幹放送ネットワーク整備事業	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 送信所 ① 局舎 ② 鉄塔 ③ 外構施設 ④ 受電設備（電力引込み送電線を含む。） ⑤ 送受信アンテナ ⑥ 送受信機 ⑦ 中継回線設備 ⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。） ⑨ 電源設備 ⑩ 監視制御・警報・測定装置 (イ) 予備送信設備 (ウ) 予備電源設備 (エ) 予備中継回線設備 (オ) 予備番組送出設備 (カ) 緊急地震速報設備 (キ) 緊急警報放送設備 (ク) 緊急割込放送設備 (ケ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得費・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
地域ケ	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費

事業の区分	交付対象	内容
一 ブ ル  テ レ ビ  ネ ッ ト  ワ ー ク  整 備 事 業		<p>(ア) 局舎・センター施設</p> <p>(イ) 鉄塔</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 伝送路設備</p> <p>(オ) 無線アクセス装置</p> <p>(カ) 送受信装置</p> <p>(キ) 構内伝送路</p> <p>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む）</p> <p>(ケ) 監視制御・測定装置</p> <p>(コ) ヘッドエンド装置</p> <p>(サ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>
	用地取得費・道 路費	<p>(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取 得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(2) その他事業を実施するために必要な経費</p>